

# 岸和田市男女共同参画推進計画 <平成28年度実施計画>

## 【基本課題V】 DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり <DV対策基本計画>

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課	
<b>1. DV被害の早期発見・相談体制の整備充実</b>					
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●市営住宅の既存入居者及びその他の来庁者において、DV被害のおそれがある者が見受けられた場合には、相談・支援窓口を紹介または連絡し、被害の拡大を未然に防ぐ。	建築住宅課
				●労働相談等を通じてDV被害者の把握に努める。	産業政策課
				●窓口業務を通じてDV被害者からの相談を受けた場合、速やかに支援窓口へ引き継ぎ、早期発見と被害防止に努める。	市民課
				●窓口業務でDV被害者から相談があれば、担当課へ連絡し対応を依頼していく。	児童育成課
				●課内で窓口対応時に、DV被害の相談があった場合には相談・支援窓口に繋いでいく。	上水道工務課
				●DV相談があれば、各関係機関と連絡を取りながら、迅速な対応をおこなう。	生活福祉課
				●職員一人ひとりがDVについての知識を身につけ、窓口業務を通じて、DV被害者であるかの一定の判断ができ、相談支援窓口へつないでいける体制を目指す。	納税課
				●市内医療機関や虐待対応課等にDV早期発見のための協力依頼をする。	人権推進課
				●相談窓口の周知…【I-4-①-ア】参照	人権推進課
				●【I-4-①-ア】参照	人権推進課（女性センター）
V	1	② ア	DV被害者の相談体制の整備充実	●引き続きDV相談体制を充実させる。 ●DV総合相談窓口として、DV相談室で様々な手続きができるようにする（ワンストップサービスの充実）。	人権推進課
				●【I-4-①-ア】参照	人権推進課（女性センター）
V	1	② イ	DV被害者の相談体制の整備充実	●DV相談を受けた時には、警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）等の関係機関との連携強化を図る。 ●関係各課による相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。	人権推進課
				●男女共同参画担当と連携を強化し、対処する。	人権推進課（女性センター）
				●DV対策関連の会議または研修へ参加することにより、相談員の人材育成を図る。	経営管理課
V	1	② ウ	DV被害者の相談体制の整備充実	●人権推進課などで実施されるDV研修に参加しDVに関する意識を高め、窓口に来庁された市民からDVと疑われるような相談があった場合は、適切に相談窓口へ引き継ぐ。 ●二次被害防止のため、DV被害者の個人情報加害者に漏れないよう、住所情報などを停止する支援措置を講じ、関係各課とも情報連携を図る。	市民課
				●DVに対する認識を高めるため、DV啓発のDVDを上映する課内研修を行う。	浄水課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課
V	1	② ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座や研修会へ参加し、相談員の資質の向上を図る。</li> <li>●DVに関する正しい知識を習得するとともに、二次被害を防止するため、職員向けの研修会を開催する。</li> <li>●既存の制度等を利用し、相談員の心理的ケアに配慮する。</li> </ul>	人権推進課
V	1	② ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関連施設等で実施されるDV相談関係研修に積極的に参加する。スタッフ間で共有し、DV相談に生かせるよう努力する。</li> <li>●二次被害防止と個人情報を保護について、ミーティング等を通じて周知徹底する。</li> </ul>	人権推進課（女性センター）

## 2. DV被害者への支援体制づくり

V	2	① ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害により、加害者から身を隠し居住する者には、関係各部署との連携を以てその個人情報等が漏洩することのないよう配慮する。</li> </ul>	建築住宅課
V	2	① ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅は当初住宅難の解消を目的とし、家族向けの供給を前提に設計されていたため、申込資格に「同居親族を伴うこと」が規定されていた。平成24年の条例・規則改正により、単身入居要件を具体的に明示し、その中にDV被害者を含めた。平成25年度から、一般入居募集の際にDV被害者の単身受入を可能とし、情報漏えい等がないように十分に配慮している。</li> </ul>	建築住宅課
V	2	① ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV及びストーカー行為などの被害者の安全を守るため、支援措置として「税証明」の交付について、職員間で周知徹底を図る。</li> </ul>	市民税課
V	2	① ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急の場合、大阪府女性相談センターに被害者の一時保護を依頼する。</li> <li>●一時保護の際、保護所までの同行支援を行う。</li> <li>●関係機関と連携し、加害者に被害者の個人情報が漏れないよう研修実施などにより徹底する。</li> </ul>	人権推進課
V	2	① ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●【I-4-①-ア】参照</li> <li>●【V-1-②-イ】参照</li> </ul>	人権推進課（女性センター）
V	2	① イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者の所在情報について、徹底的な保護に努めます。</li> <li>●DV被害者保護のため、住所変更に関係なく新たな生活地での介護保険加入について、市町村間で調整を図ります。</li> </ul>	介護保険課
V	2	① イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワーク等、関係機関と連携し、就労支援を行う。</li> </ul>	産業政策課
V	2	① イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者（母子）が一時保護された後、入所が必要と認められる場合、関係機関と連携し母子生活支援施設の入所及び自立に向けた支援、関係する社会資源の情報提供を行う。</li> </ul>	児童育成課
V	2	① イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携し、被害者に対して適切な情報提供及び自立支援を行う。</li> <li>●迅速・丁寧な情報提供及び自立支援が行えるよう、各課へ協力を依頼する。</li> </ul>	人権推進課
V	2	① イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●【I-4-①-ア】参照</li> </ul>	人権推進課（女性センター）
V	2	① イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じ、一時保護所（シェルター）の確保や生活保護等による支援をおこなう。</li> </ul>	生活福祉課
V	2	① イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員一人ひとりがDVについての理解をし、被害者の情報の保護等の安全確保に努め、かつ適切な情報提供を行うとともに自立に向けた支援を目指す。</li> </ul>	納税課
V	2	① ウ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）との連携の強化を図る。</li> <li>●関係各課で相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。</li> </ul>	人権推進課
V	2	① ウ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●【V-2-①-ア】参照</li> </ul>	人権推進課（女性センター）

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課
V	2	① エ	●岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置は保留とするが、引き続き相談支援体制の強化に努める。	人権推進課

### 3. DV根絶に向けての啓発の推進

V	3	① ア	DVに関する市民への啓発の推進	●DVについての理解を深めるための講演会等を開催し、DVに関する啓発を充実させる。	人権推進課
V	3	① ア		●DV防止の講座等を開催し、広く市民に実態を周知する。 ●DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。 ●【Ⅰ-4-②-ア】参照 ●【Ⅱ-2-①-エ】参照 ●【Ⅲ-3-②-イ】参照	人権推進課（女性センター）
V	3	① イ		●男女が平等な関係性を築くことができるよう、各種研修会などを通じて教職員の資質向上に努める。	人権教育課
V	3	① イ		●デートDV予防啓発冊子、啓発用クリアファイルを学校、地域に配布し、若年層に対しデートDVに関する啓発を行う。	人権推進課
V	3	① イ		●【V-3-①-ア】参照	人権推進課（女性センター）
V	3	① ウ		●院内掲示やパンフレットの備え付けにより、来院された市民の方への周知および啓発を行う。	医療マネジメント課
V	3	① ウ		●DV防止のポスター等を、競輪場内の掲示可能な場所に掲示することにより啓発を行う。	公営競技事業所
V	3	① ウ		●DV防止に関するポスター等の掲示、チラシの配布に努め、広く市民にDV防止の啓発をする。	桜台市民センター
V	3	① ウ		●DV防止に関するチラシの設置、配布の拡充に努め、啓発を図る。	山直市民センター
V	3	① ウ		●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、広報や市ホームページ等によるPRを実施するとともに、DV防止のための啓発物品を広く配布するなど、DV根絶に向けた啓発を行う。	人権推進課
V	3	① ウ	●【V-3-①-ア】参照	人権推進課（女性センター）	